

## (別紙第3)

### 人事訴訟事件における家庭裁判所調査官による事実の調査について

#### 1 家庭裁判所調査官の職務

まず、家庭裁判所調査官について、簡単に御説明させていただきます。

家庭裁判所で取り扱っている家事事件や少年事件の多くは、夫婦、親子、友人などの人間関係やそれぞれの性格、生活環境などの問題が複雑に絡み合っていて生じています。そこで、事件を解決するためには、法律や常識的な社会通念だけで判断するのではなく、当事者や少年の性格や心情、あるいは現在置かれている立場などに十分配慮しながら、事件の真の原因や背景にある事情などを明らかにしていく必要があります。こうした対応を適切に行うためには、心理学、社会学、教育学などの人間関係諸科学の知識と技法が必要とされますので、家庭裁判所にはそれらの専門的知識や経験を持つ家庭裁判所調査官が配置されています。

家事事件の処理の場面で御説明しますと、家庭裁判所調査官は、当事者と面接を行うなどして事実の調査を行い、家庭紛争の真の原因を的確に把握し、家事審判官や調停委員会に対して、調査の結果を報告するとともに、適切な解決を図るための意見を述べます（家審規7条の2、7条の3）。また、事件関係人の家庭やその他の環境を調整する必要がある場合は、社会福祉機関と連絡を取り合っ調整したり、カウンセリングやケースワーク等の専門的技法を用いて、情緒的に混乱している当事者の心情を安定させるなどの調整的関与をするなど、家庭裁判所の科学的機能を担う役割を果たしています（家審規7条の5）。

そこで、新しい人事訴訟法では、家庭裁判所調査官による事実の調査を人事訴訟事件にも導入することになりました。

#### 2 家庭裁判所調査官が行う事実の調査

それでは、人事訴訟事件のどのような事項について、家庭裁判所調査官による事実の調査を行うのかということについて御説明します。

人事訴訟法においては、婚姻の取消し又は離婚の訴えにおける親権者の指定に関する裁判及び附帯処分の裁判において、事実の調査をすることができ、その事実の調査を家庭裁判所調査官にさせることができると定められています。よって、離婚事由の有無等に関する事項について、調査を行うことはありません。

なお、附帯処分とは、離婚と同時に解決すべき、養育費、面接交渉などの子の監護に関する処分及び財産処分に関する処分のことです。ただし、附帯処分のうち、財産分与については、実務上は、当事者の主張立証及びそれを促す裁判所書記官の事前準備により対象財産の範囲や寄与の程度を明らかにしていくことによって裁判所が判断することが可能であることから、家庭裁判所調査官が関与する必要はないものと考えられています。また、養育費についても、既に家事調停や家事審判において、当事者双方の収入等から養育費の額を算出する算定表を利用する運用が定着してきており、人事訴訟事件においても、同様の方法で養育費額を判断すれば足りると考えられています。

したがって、家庭裁判所調査官が関与するのは、運用上は親権者の指定など、子の福祉に直接かかわる事項に限られることになり、実際、これまで発令されたものは、いずれも親権者の指定に関するものばかりです。

### 3 調査の時期、範囲、対象及び方法等

当事者間に親権者について争いがあったり、当事者から調査官調査の希望があれば必ず調査官の調査を行うわけではありません。

離婚というのは当事者の任意処分が許されている事項でありますし、人事訴訟手続も民事訴訟手続と同様に、基本的には、必要な事項は当事者の主張立証によるべきです。したがって、紛争性が高く、訴訟手続における審理の経過や証拠調べの結果などの事情も踏まえてもなおいずれが親権者とするのが適当かの判断が付きにくいような場合、未成年者の意向を直接聴取し、確認する必要性の高い場合、未成年者の生活状況、子の監護状況を直接把握する必要のある場合などで、家庭裁判所調査官の専門的知識を活用する必要があると判断されるときに限って

調査官の調査が行われることとなります。

### (1) 調査の時期

原告と被告のいずれを親権者と指定するのが適当かというような最終的な判断を求めるための調査は、本人尋問や証人尋問など証拠調べが終了した段階で調査命令が出されることとなります。ただし、子の意向調査や子の監護状況調査は、当事者等の尋問で明らかにできないこともあり、親権者の指定に関する争点整理が終了した段階で、弁論準備手続や証拠調べ等と並行して行うこともあります。

### (2) 調査の範囲

家庭裁判所調査官が行う事実の調査は、その事件を担当する裁判所から調査命令が発出されることにより開始されます。その際、裁判官から、子どもの意向のみを調査してほしいとか、現在の監護者の下における子の監護状況に子の福祉を害するような事情はないか確認してほしいとか、当事者双方の監護環境や子との関係性等を確認し、いずれを親権者と指定するのが適当かについて意見を述べてほしいというような指示があり、さらに、事案に応じて、調査のポイントとなる点が具体的に特定されます。例えば、子の監護状況について、当事者の就労状況、経済状況、心身の状況、家庭の状況等すべての事項を調査するよう指示されることもあれば、それらのこの点とこの点とについて調査してほしいと指示されることもあります。とにかく、調査官が調査命令の趣旨を超えて広範囲にわたって調査をすることはあり得ません。

### (3) 調査の対象

調査の対象としては、①訴訟当事者である原告や被告（子にとっての父母）、②当事者間の未成年の子、③父又は母が行っている養育を援助したり、父又は母の代わりになって未成年者を実際に監護している親族などの監護補助者、④子どもについて、より客観的で、より詳細な情報を把握している幼稚園、保育園、学校、児童相談所、病院などの関係機関などが考えられます。ただし、調

査対象は、事案や調査命令の内容によって異なります。

#### (4) 調査の方法等

基本的には調査対象者ごとに、個別に面接調査を行います。ただし、原告や被告に代理人が就いている場合、例えば、原告の面接調査に原告の代理人が、被告の面接調査に被告の代理人が同席することがあります。

子どもに対する調査も、基本的には面接調査を行います。子どもが乳幼児の場合は、言葉を媒介とした面接が困難な場合が多く、たとえ言葉でのやり取りが可能であっても、子どもがその言葉の意味を正しく理解しているかどうかなどの検討が必要となることなどから、家庭等における子どもの様子や心身の発達状況の観察が主たる方法となります。また、子どもが精神的に安定した状態で面接や観察を行うため、子どもに対する調査は、ほとんどの場合、調査官が家庭訪問をして行うこととなります。必要に応じて、家庭裁判所の子ども用の面接室（子どもが自由に動き回れるように、適当な空間があり、おもちゃや絵本等が備え付けられているプレイルームのようなもので、当庁では家族面接室と呼ばれている。）を利用することもあります。なお、子どもとの面接では、子どもをできるだけ緊張させず、調査官との信頼関係を築く必要がありますので、代理人には同席を遠慮してもらっています。また、言葉でのやり取りが可能な年代の子については、同居している親からの影響を排除するため、面接の始めと終わり以外は、子どもと同居している親にも席を外してもらっています。

学校や保育園等の関係機関の調査は、調査官が出張して、担当者と面接を行います。まれに書面照会を行うこともあります。

なお、面接調査の補助道具として、子どもや親に対して、心理テストを行うこともあります。

#### 4 調査結果の報告

調査結果は、原則として、書面で裁判所に報告します。その際、調査官は意見を付することができます。提出された調査報告書について、訴訟当事者から閲覧

又は謄写の請求があれば、原則として、許可されます。これは、訴訟当事者にはすべてを開示して反論及び反証の機会を保障すべきだという適正手続の要請によるものです。ただし、子の利益や当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれなどがあると認められる場合は、当事者といえども閲覧等が制限されることがあります。

## 5 当庁における実情

大阪家裁本庁において、調査官による事実の調査が初めて発令されたのは平成16年7月末であり、以後、平成17年3月末までの間に、合計16件の発令がありました。

調査事項、つまり調査命令の内容を類型別に見ると、「子の意向調査」が6件、「子の監護状況調査」が10件、「親権者としての適格性調査」つまりいずれを親権者と指定するのが適切かについて意見を求められるものが2件です。これらを合計すると16件を超えますが、これは同じ事件で「子の監護状況調査」と「子の意向調査」の両者が発令されたもの（2件）があるためです。

これらの発令された16件のうち、既に13件について調査報告書を提出しており、そのうち9件は事件が終了しました。

調査官による事実の調査を行ったことの効果についてですが、事実の調査はあくまでも訴訟手続において判決の前提として行うものですから、本来は判決をする裁判官から話をしてもらった方がよいと思われませんが、人事訴訟事件を担当の各裁判官からは、親権者指定の判断をしたり、確信を持ったりする上で、大いに役立っていると言われておりますし、子どもと同居しておらず、子どもに関する情報から遮断されていた親が、調査報告書を閲覧等することによって、子どもの現状や意向を理解し、親権者についての主張も柔軟化し、同人も納得の上で、和解で解決した事件が3割程度あることから、調査官による事実の調査は一定の成果を上げているといえると思います。